

別紙1（第6条関係）

消耗品等購入費助成対象経費

次表に掲げる物品購入費（消費税及び地方消費税に相当する金額を除く。）のうち令和2年11月16日（月）から令和3年1月22日（金）までの間に購入し、かつ同日までに支払いがなされたものが対象となります。

分野	コード	対象品目
①消毒費用	101	除菌剤の噴霧装置
	102	オゾン発生装置
	103	次亜塩素酸水生成器
	104	紫外線照射機
	105	消毒液（高濃度エタノール製品（60%以上）等を含む。）
	106	除菌マット
	107	足踏み式消毒液スタンド
②マスク費用	201	マスク
	202	ゴーグル
	203	フェイスシールド
	204	ヘアネット
③飛沫対策費用	301	アクリル板
	302	ビニールカーテン
	303	透明ビニールシート
	304	防護スクリーン
	305	パーティション
	306	カラーコーン, コーンバー
	307	ベルトパーティション
	308	フロアマーカ
④換気費用	401	換気扇
	402	網戸
	403	サーキュレーター
	404	扇風機
	405	空気清浄機
	406	加湿器
⑤その他衛生管理費用	501	トイレ用ペーパータオル
	502	使い捨てアメニティ用品
	503	体温計
	504	サーモカメラ
	505	コイントレー
	506	非接触ドアオープナー
	507	セルフレジ
	508	自動券売機
	509	拡声器

※ 送料、振込手数料、代引手数料は助成対象経費となります。

※ リース備品は助成対象経費となりません。